

【公立保育所】延長保育の利用等について

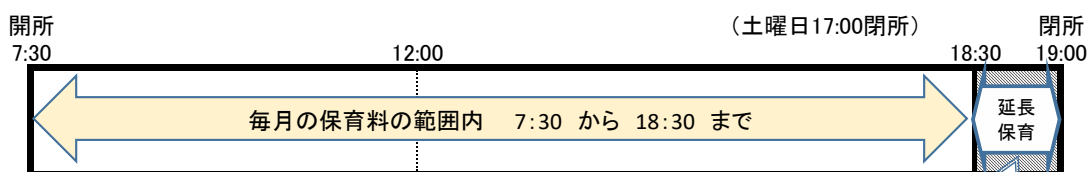
- ◆ 延長保育は、①保育標準時間・②保育短時間の各認定区分により利用時間・料金が異なります。
 - ◆ 利用方法は、2種類あります。
- 【1】 1ヶ月のうちのほとんどの日に延長保育を利用したい場合・・・ 月単位で利用（月額の利用料金）
- 【2】 1ヶ月のうちの必要な日数のみ延長保育を利用したい場合・・・ 日単位で利用（1回毎の利用料金）

保育所を利用できる時間は、原則として勤務時間に通勤時間を加えた時間となりますが、保育標準時間・短時間の利用時間を超えて利用する場合には、延長保育となります。

※認定区分は支給認定証の保育必要量の欄に記載されています。

◎ 月単位での延長保育は、事前に申請と承認が必要となります。

① 保育標準時間の方 延長保育の利用時間と料金

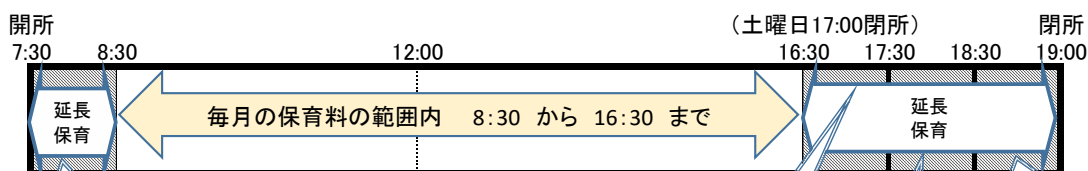


利用時間 18:30～19:00（月～金）

月単位で利用：月額 1,000円

一時的に利用：1回 150円

② 保育短時間の方 延長保育の利用時間と料金



利用時間 7:30～8:30（月～土）

月単位で利用：月額 850円

一時的に利用：1回 100円

利用時間 16:30～17:30（月～土）

月単位で利用：月額 800円

一時的に利用：1回 100円

（土曜日のみ 16:30～17:00

一時的に利用 1回 50円）

※うみまち保育所は17:00～18:00

月単位で利用：月額 800円

一時的に利用：1回 100円

利用時間 18:30～19:00（月～金）

月単位で利用：月額 1,000円

一時的に利用：1回 150円

利用時間 17:30～18:30（月～金）

月単位で利用：月額 750円

一時的に利用：1回 100円